

# 鹿屋体育大学

## 目 次

I	認証評価結果	2-(28)-3
II	基準ごとの評価	2-(28)-4
	基準1 大学の目的	2-(28)-4
	基準2 教育研究組織	2-(28)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(28)-8
	基準4 学生の受入	2-(28)-11
	基準5 教育内容及び方法	2-(28)-14
	基準6 学習成果	2-(28)-24
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(28)-26
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(28)-34
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(28)-37
	基準10 教育情報等の公表	2-(28)-42
<参 考>		2-(28)-45
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(28)-47
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(28)-48
iii	自己評価書等	2-(28)-50



## I 認証評価結果

鹿屋体育大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教員の教育研究活動等に関する自己点検・評価を継続的・発展的に実施し、評価結果を教員教育研究費の傾斜配分の算定、昇級・勤勉手当の査定等に反映させている。
- スポーツ科学の基礎となる学問分野における先端的研究成果を背景とする内容を、充実した施設設備を活用した実験に参加することにより体験する機会を必修科目として提供し、科学的な観点からスポーツに取り組む態度を育成している。
- 演習科目を中心に少人数による発表、意見交換を中心とする授業方法を積極的に採用するほか、武道の実技科目では、経験者と初心者がそれぞれの目的、役割に応じて積極的に参加できる工夫を加え、経験者にとっては実践的指導能力の向上につながっており、特に柔道については、柔道を専門としない受講者が初段を取得するまでの成果を上げている。
- シラバスにおける、科目ごとの到達目標の記載は、学位授与方針との関係を明確に示すものとなっており、学生が学習成果を自ら確認できるように配慮されるとともに、学生に対して実効的に周知が図られている。
- 国際大会でメダルを獲得する水準まで、実技能力に関して学習成果が上がっている。
- 体育大学として整備された施設、設備を正課の科目履修及び課外活動に有効に活用し、学習及び課外活動において優れた成果を上げている。
- 学生支援の理念を正式に定め、学生を含む構成員に周知を図ることにより、学習支援と生活支援とを総合的かつ効果的に実施する全学的な体制の整備の基本方針を明確にしている。
- FD活動の成果として、「良好な授業環境を確保するためのガイドライン」及び「よりよい授業を行うためのヒント」が作成され、教員がそれらを活用することにより、具体的な教授方法の改善が実現している。
- TAが、体育大学としての特徴的な実技指導等に従事することから、安全面の配慮、効果的な授業補助の観点から、業務の内容、就業にあたっての心得について詳細に記述し、毎年度更新される「鹿屋体育大学TAハンドブック」を作成して、研修会等を通じてTAの資質向上に取り組んでいる。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 教務委員会による平成26年度における教育課程の大幅な改善によって、教育の質の改善・向上が実現しているが、教育の質の改善・向上を図るための組織、体制は十分に明確なものとなっていない。
- 平成26年度の大学機関別認証評価のために作成、提出された自己評価書は、大学の総合的な状況を社会に対して分かりやすく説明するものとはなっていない。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的を、学則第2条に「体育・スポーツ、レクリエーション及び武道に関する理論と実践を教授研究し、もって豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的なスポーツ・健康に関する指導者を養成するとともにスポーツ・健康に関する理論や実践の深奥をきわめ、その進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

特に学部については、その目的を学則第13条に「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開しうる優れた実践的なスポーツ・健康に関する指導者を養成する。」と定めている。

これに基づき、教育理念を定めるとともに、第2期中期目標を達成するための計画を立てている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的を、学則第37条において「スポーツ・健康に関する学術の理論及び応用と実践が一体となった教育研究を展開し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、スポーツ文化の進展及び国民の健康の増進に寄与する。」と定め、さらに同条において、修士課程の目的と博士後期課程の目的を以下のように定めている。「一 修士課程の目的 高度な学識を授け、スポーツ・健康に関する科学の分野における専門的知識・技術の教授研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の能力を養う。二 博士後期課程の目的 スポーツ・健康に関する科学の分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又は専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及び豊かな学識を有する実践的な専門指導者を養成する。」

このことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

<b>基準 2 教育研究組織</b>
--------------------

2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
---

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
--

## 【評価結果】

基準 2 を満たしている。

## (評価結果の根拠・理由)

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
---

当該大学では、大学の目的に基づき、体育学部 1 学部を置いている。体育学部には学科を置かず、課程制の学部とし、体育・健康づくりに関する科学的な基礎知識や応用能力を有し、競技スポーツ、生涯スポーツ、健康づくりに関する専門的能力を修得することにより、国際社会の進展に対応できる実践的かつ創造的で、市民性を備えたリーダーの育成を目標とするスポーツ総合課程と、体育・健康づくりに関する科学的な基礎知識や応用能力を有し、武道、特に柔道・剣道における心と技を修得することにより、国際社会の進展に対応できる実践的かつ創造的で、市民性を備えたリーダーの育成を目標とする武道課程の 2 課程を置いている。

このことから、学部及びその課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。
------------------------------

教養教育は、社会人として豊かな教養を持つ人材を育成するために、語学力とコミュニケーション能力、人間・社会・文化・自然・環境に関する教養や態度、基礎的な情報リテラシー及び表現力や討論力を重視した教育を展開している。

教養教育については、4 年一貫の教育全体の中で達成していくこととしており、平成 19 年度からは教養科目に相当する一般科目、キャリア形成科目及び専門科目を各科目の特性に配慮して、くさび形に配置した教育課程とし、卒業所要単位数 124 単位に占める教養科目の単位数を 38 単位 (30.6%) としている。

また、平成 23 年度からは、キャリア形成に関する企画や評価等を円滑に行うとともに、スポーツ教育、就業教育等の新たなプログラムに関する大学教育の改革を促進するためキャリア形成支援室を設置し、勤労観・職業観及びキャリアデザイン力を醸成するためにキャリア教育を重視した取組を行っている。

教養教育を構成する科目の編成等は、教務委員会及びキャリア形成支援室会議が検討し、その改善についてはFD推進専門委員会が担当している。これらの科目の実施に当たっては、体育学部の専任教員が、所属する系を問わず、その学術上の専門性を踏まえて担当している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
--

当該大学では、大学院の目的に基づき、体育学研究科 1 研究科を置いている。体育学研究科には体育学専攻 1 専攻を置いて区分制博士課程とし、スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する高度な指導者や

研究者の育成を目的とする標準修業年限2年の修士課程と、生涯スポーツや競技スポーツの分野において独創性のある高度専門指導者の養成を目的とする標準修業年限3年の博士後期課程を置いている。

このことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、国際交流センター、海洋スポーツセンター、スポーツトレーニング教育研究センター、生涯スポーツ実践センター、アドミッションセンター及びスポーツ情報センターの6つの学内共同教育研究施設を設置している。

国際交流センターは、平成23年度に外国語教育センターを改称し、大学間交流協定校からの学生受入及び学生の派遣等の国際交流事業の推進、外国人留学生への支援、外国語に関する専門的教育及び研究等を推進している。

海洋スポーツセンターは、海洋スポーツに関する理論教育、実技指導及び研究活動を行うほか、広く海洋スポーツに関する公開講座や研修会の開催、課外活動等を実施し、実践的指導者の養成、競技力向上及び生涯スポーツとしての底辺拡大を目指している。

スポーツトレーニング教育研究センターは、発育発達段階に応じた科学的なトレーニング方法の開発・研究を行うとともに、スポーツトレーニング指導者の養成と、その資質の向上を図るための各種教育活動を実践し、競技スポーツの振興に貢献している。

生涯スポーツ実践センターは、人々の各ライフステージに合った運動・スポーツプログラムの開発・指導、地域のスポーツ振興や健康づくり、地域スポーツプログラムの育成支援、生涯スポーツ指導者の育成支援、運動・スポーツプログラムの地域社会効果測定等に関する実践的研究分野について、地域との連携研究を推進している。

アドミッションセンターは、入学者選抜制度全般について研究を行うとともに、AO入試の企画・広報・実施に関する業務を行っている。

スポーツ情報センターは、当該大学の情報処理機能の高度化と学外の情報ネットワークとの連携を推進し、マルチメディアを活用した教育及び研究に資するとともに、情報の発信を通して体育・スポーツの進展に寄与している。

海洋スポーツセンター、スポーツトレーニング教育研究センター及び生涯スポーツ実践センターは、協力者会議等を開催して、学外者の意見を教育研究活動に取り入れる体制をとっており、その活動状況をウェブサイトや研究報告書等で発信している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

当該大学では、教育活動に係る重要事項を審議するため、教授会及び教育研究評議会を設置している。

教授会は、教授会規則の定めるところにより、学長、副学長、学長補佐、教授、准教授、専任講師及び助教で構成し、教育課程の編成に関する事項、学生指導及び福利厚生並びに学生の賞罰に関する事項、学生の入学、退学、転学、留学又は休学に関する事項、卒業・課程の修了又は学位授与に関する事項等を審議している。開催は、入学試験合否判定や卒業判定等必要に応じた不定期開催とし、平成25年度は8回開催されている。なお、審議事項のうち、大学院課程に関するものについては、通則に定める大学院体育学研究科委員会の議決をもって、教授会の議決としている。

教育研究評議会は、教育研究評議会規則の定めるところにより、学長、学長が指名する理事、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長、保健管理センター所長、副学長、学長補佐、系主任・系副主任、常任委員会委員長及び事務局長で構成し、中期計画及び年度計画に関する事項、学則等の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項、教員人事に関する事項、教育課程の編成に関する方針に係る事項、学生の入学、卒業・課程の修了、在籍、学位授与に関する方針に係る事項等を審議している。会議は、原則として月1回定例日を設けて開催し、必要に応じて臨時会を開いており、平成25年度は11回開催されている。

また、教育研究評議会の議を経て決定された方針に基づき、学部と研究科の教育課程や教育方法等を検討する教務委員会及び研究科教務委員会を置いている。

教務委員会は、副学長、学長補佐、各系推薦の教授又は准教授、学長指名教員及び教務課長で構成し、研究科教務委員会は、副学長、各系推薦の研究科の研究指導担当教員、学長指名教員及び教務課長で構成している。会議は月1回定例日を設けて開催し、必要に応じて臨時会を開催している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている」と判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

学士課程及び大学院課程の教育研究活動を展開するため、教員組織として、通則及び学則により、スポーツ・武道実践科学系、スポーツ生命科学系及びスポーツ人文・応用社会科学系の3系を置き、学問の進展に即応した横断的・弾力的な活動を行っている。各系は、当該分野を教育研究上の専攻分野とする教員をもって構成され、すべての教員はいずれかの系に所属している。

各系には系主任及び系副主任の2人を置き、系主任がリーダーシップを発揮し、系副主任が系主任を補佐することにより、効率的・戦略的に系の運営ができる体制をとるとともに、系所属の助教以上の教員をもって組織する系会議を設け、円滑な運営を行っている。また、学長、理事、副学長、学長補佐、各系主任、附属図書館長及び事務局長で構成する系主任会議を設置している。

学内共同教育研究施設及び保健管理センターについては、すべての教員が兼務の形をとり、系とセンターの相互連携を図っている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における専任教員数は、63人（うち教授26人）、非常勤22人であり、大学設置基準で必要とされる専任教員数及び教授数が確保されている。なお、教員1人当たりの学生数は11.4人（収容定員720人、教員数63人）となっている。

また、学士課程において主要な科目である専門科目（共通科目、専修科目、関連理論科目及び関連実践科目）の88.2%を専任の教授、准教授又は准教授と同一の教育上の責任を担う講師が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上必要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に



定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 体育学研究科：研究指導教員 22 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 15 人

〔博士後期課程〕

- ・ 体育学研究科：研究指導教員 13 人（うち教授 12 人）、研究指導補助教員 4 人

また、博士後期課程においては、国立スポーツ科学センターとの間に連携・協力に関する協定を結び、教育研究活動の一層の充実を図っている。国立スポーツ科学センターの研究員は客員教授又は客員准教授として委嘱され、研究指導及び授業を担当している。客員教授が研究指導を行う学生に対しては、大学に担当教員を置き、その研究指導に関して協力・連携している。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員採用については、学長の総合的な判断の下、基本的に、大学として必要な分野の教員が退職・異動等で欠けた場合や新たな教育研究分野が必要となった場合に、原則公募により採用することとしている。

教員の任期制については、平成 19 年度より、教育研究組織の活性化と教育研究の意欲を高める観点から、助教全員に任期を付すとともに、大学が組織的に推進するプロジェクトに、学長が指定した教員を採用する場合には任期を付している。

教員の年齢バランスは、26～30 歳までが 4 人（6.3%）、31～35 歳までが 9 人（14.1%）、36～40 歳までが 4 人（6.3%）、41～45 歳までが 10 人（15.6%）、46～50 歳までが 8 人（12.5%）、51～55 歳までが 10 人（15.6%）、56～60 歳までが 10 人（15.6%）、61～65 歳までが 9 人（14.1%）となっている。

教員のうち、女性教員の占める割合は 15.6%であるが、男女共同参画推進の基本方針・行動計画を定め、更なる女性教員及び女性研究者の確保等を目指して環境整備に努めている。

外国人教員については、スポーツ人文・応用社会科学系に講師を 1 人配置している。

教員が研究に専念する期間を確保するための長期研修制度を平成 24 年度に定め、平成 26 年度には 1 人の教員が派遣されている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用、昇格の基準については、「教員選考基準」及び「教員選考基準の取扱いについて」に定められている。また、大学院課程の担当教員については、修士課程にあつては「大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準」及び「大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準の取扱いについて」、博士後期課程にあつては「大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準」及び「大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準の取扱いについて」に定められている。これらの基準等に則り、教員の採用、昇格については、選考対象ごとに設置する教員選考特別委員会において、大学院課程担当教員については、常設の研究科担当教員審査特別委員会においてそれぞれ審査し、最終的に教育研究評議会の議を経て決定している。

なお、学士課程の教員選考の際には、教育等業績の資料に基づき教育上の指導能力を評価するとともに、原則として模擬授業を実施している。また、大学院課程担当教員の審査の際には、教育研究上の指導能力

について、教育経験年数等の資料に基づき評価が行われている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

当該大学では、平成16年度より毎年度、総務委員会において教員の教育研究活動等に関する自己点検・評価を実施している。

評価方法については、同委員会にて毎年度定めており、「教員の教育活動」「学生生活の支援」「研究活動」「社会貢献活動」「管理運営」の5領域について、前年度実施した際の教員等からの改善要望も踏まえ、「教員の自己点検・評価の評価方法等について」を作成し、同委員会において審議の上、教員に事前に通知している。実施方法については、評価方法等に基づき平成22年度に独自で開発した「JikotenkenSystem」において教員個人ごとに管理された入力フォームに前年度の実績を入力し、領域ごとに決められた評価担当者が評価を行っている。

また、評価方法等についても毎年度見直しを行っており、平成23年度からは総合評価（領域ごとの選択・評価）を廃止し、各領域の評点に基づく偏差値による評価に変更している。

教員の評価結果については、学長が教員教育研究経費の傾斜配分の算定、重点プロジェクト事業経費の採択、昇給・勤勉手当の査定等を行う際に反映させている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動については、事務局長の下に構成された事務組織に配置されている事務職員・技術職員等64人全体で支援しているが、事務分掌細則に基づき、その中でも教務課（11人）、学生課（8人）及び附属図書館（5人）が中心となって教育活動展開の支援に携わっている。さらに海洋スポーツセンター（1人）、東京サテライトキャンパス（1人）に配置された助手や技術職員が授業の支援を行っている。

TAについては、ティーチング・アシスタント実施要項に基づき演習、実習及び実技の教育補助業務が主に行われ、平成25年度においては、TAを38人、延べ2,699時間採用している。また、平成26年度からは、ティーチング・アシスタントの任用に関する申合せを新たに制定し、TA自身の授業や研究に費やす時間の確保ができるように配慮している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 教員の教育研究活動等に関する自己点検・評価を継続的・発展的に実施し、評価結果を教員教育研究費の傾斜配分の算定、昇級・勤勉手当の査定等に反映させている。

<b>基準4 学生の受入</b>
------------------

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。
----------------------------------

**【評価結果】**
**基準4を満たしている。**
**（評価結果の根拠・理由）**

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
--

当該大学の目的に沿って、学部及び研究科におけるそれぞれの入学者受入方針を定めている。

体育学部の入学者受入方針については、「入学者選抜試験を通じて本学が求める人材像」「それぞれの入試で求める人材像」「高等学校で身に付けてほしい学力・能力」を掲げ、入学希望者が、高等学校等で学習すべき科目を具体的に確認できるようにしている。

体育学研究科の入学者受入方針は、修士課程及び博士後期課程におけるそれぞれに「求める人材像」「論文等に関する研究」「要求される能力」を掲げ、入学希望者が、入学後の論文作成に必要な事項を具体的に確認できるようにしている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
--

当該大学では入学者受入方針に沿って、以下のように受入方法を定めている。

AO入試は、国際大会で活躍できる資質を有する、高い競技力を持った者（スーパー・スチューデント（以下「SS」という。))を選抜するために、オリンピック等の国際大会出場者、日本選手権大会でベスト8以上の成績を有する者等を出願資格としている。その上で、自己推薦書等を総合的に判定し、第2次選考として、面接及び健康診断を行っている。

推薦入試は、スポーツ・武道で卓越した実績を挙げた者、あるいは高度の競技力・運動能力を有している者を選抜するために、個人種目、団体種目に分けて全国大会ベスト16以上、ブロック大会ベスト8以上の競技成績等を出願資格として定めている。その上で、小論文、面接、健康診断及び実技検査を行っている。

一般入試は、運動と健康への強い関心があり、スポーツ・武道の指導者や研究者となるなど強い意志と学習能力を有している者を選抜するために、大学入試センター試験を課すとともに、面接、健康診断及び実技検査を行っている。

社会人入試は、体育・スポーツ、武道の分野において、現に社会人として活躍している、若しくは活躍していたトップクラスの競技者及び健康づくりや生涯スポーツの指導者に対して、広く大学教育の機会を提供するため、小論文、面接、健康診断及び実技検査を行っている。

帰国子女入試は、保護者の海外勤務等の事情により外国の学校教育を受けていることを、私費外国人留学生入試は、日本留学試験において、文系は日本語、総合科目及び数学の3教科、理系は日本語、理科及び数学の3教科の合計得点が400点以上であることを出願資格としている。

第3年次編入学試験は、小論文、面接、健康診断及び実技検査を行っている。

修士課程は、一般選抜に加え、社会人、現職教員及び外国人留学生に対する選抜を実施しているほか、SSと認定された者及び各国代表の選手を指導した実績を有し、高度な指導知識や実践的能力を有する指導者を対象としたSC（スーパー・コーチャー）と認定された者に対する選抜を行っている。また、東京サテライトキャンパス社会人コースにおいて履修する者についても併せて若干の募集を行い、入学者の選抜を実施している。

博士後期課程では、一般選抜に加え、特別選抜として社会人及び外国人留学生を対象とした入学試験を設定している。

障害のある者等で、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする者は、出願に先立ち、あらかじめ相談することとしている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程及び大学院課程の入学試験のすべての内容に関しては、教務・学生・研究担当副学長を委員長とする入試委員会が掌握している。

学士課程の入学試験で行う小論文、面接、健康診断、実技検査等の試験実施に対応するために、入試委員会の下に、小論文・面接小委員会、健康診断書審査小委員会、競技力審査小委員会及び選考資料作成小委員会を設置し、問題作成や出題ミスの防止等を各小委員会が役割を分担しつつ、実施・点検する体制となっている。

また、AO（SS）入試については、AO入試選抜専門委員会及び入試委員会が中心となり試験を実施している。

入学試験当日の実施組織としては、学長を本部長とする試験実施本部を置き、教務・学生・研究担当副学長、組織・運営担当副学長、教育研究企画・国際交流担当副学長、入試委員会副委員長、教務課長、教務課副課長及び入試担当事務職員が本部長となる試験実施体制をとっている。また、試験監督等への留意点は、監督要領及び入学試験に係る連絡事項にて指示している。このほか、救護担当を配置するとともに、各試験会場、その他必要とされる箇所に係員を配置している。

試験の採点は、各小委員会において行われ、選考資料作成小委員会において選考結果をまとめ、入試委員会、教授会の議を経て、合格者発表を行っている。

修士課程及び博士後期課程の入学試験で行う外国語（英語）、論述試験等の試験実施に対応するために、学長が問題作成委員（答案採点委員を兼ねる。）、問題点検委員、書類審査委員及び健康診断書審査委員を指名し、問題作成や出題ミスの防止等を各委員が役割を分担しつつ実施・点検する体制となっている。

入学試験当日の実施組織としては、学長を本部長とする試験実施本部を置き、学士課程の入学試験と同様の試験実施体制をとっている。

試験の採点は、答案採点委員において行われ、入試委員会、研究科委員会の議を経て、合格者発表を行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

当該大学では平成15年度より、アドミッションセンターを設け、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っている。検証を基に行った入学者選抜の改善

事例としては、推薦入学の推薦要件にある競技成績の要件の変更や、一般入試における実技検査の評価の変更等が挙げられる。

大学院課程の入学試験では、一般入試と社会人入試における学力試験の在り方や現職教員入試の出願資格等に関する検討を入試委員会で行い、改善事例として、平成27年度入学試験から現職教員入試の出願資格を明確化している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学は、体育学部スポーツ総合課程120人、武道課程50人、合計170人の定員を定めている。また、3年次編入学については、体育学部20人の定員を定めている。過去5年間の平均入学定員充足率は体育学部が1.06倍で、3年次編入学が0.99倍である。

大学院課程の入学定員は修士課程18人、博士後期課程8人であり、修士課程の過去5年間の平均入学定員充足率は1.04倍、博士後期課程の過去5年間の平均入学定員充足率は1.02倍である。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程(専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等(研究・論文指導を含む。)が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

**【評価結果】**

**基準5を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

<学士課程>

5-1-① 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められているか。

体育学部では、「スポーツ・武道及び体育・健康づくりにおける実践的かつ創造的で、市民性、国際性を備えたリーダーを養成するために、課程や学生の志向性に沿って、学年進行で1. 専門性の深化と充実、2. 社会人としての豊かな教養の涵養、3. 将来を展望し、勤労観・職業観を醸成できるための教育課程を編成する」と教育課程の編成・実施方針を定めている。

このことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学士課程の教育課程は、スポーツに関する実践的指導力の育成とグローバル化に対応する情報発信能力の養成に重点を置いて構成するという観点から、一般科目、キャリア形成科目、専門科目、専攻科目及び教職科目の科目区分から構成されている。

一般科目は、国際社会で活躍できる語学力とコミュニケーション能力を涵養するコミュニケーション科目、人間、社会、文化、自然及び環境に関する教養や態度を涵養する社会・文化・自然科目、基礎的な情報リテラシー、表現的能力や討論力を身に付ける総合科目が提供されている。

キャリア形成科目は、スポーツリーダーとしての将来像と勤労観・職業観を醸成するために、ボランティア活動を含んだキャリアデザイン科目として開講されている。

専門科目は、スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する専門的な知識、実技力、科学的支援力や表現的能力及び問題解決能力を身に付けることを目的とする、基礎科目(人文・社会・自然系及び指導・普

及系)、応用科目、実験演習科目、関連実技科目、ゼミナール(卒業研究)からなっている。

専攻科目は、年齢、目的等に応じた体系的な実技指導力や事業運営力を身に付ける専修科目及び指導実践科目から構成されている。

それぞれの科目区分は、1年次から4年次にわたって達成の目標を段階的に高度化させつつ履修するものとしている。

学士課程において授与される学位は、学士(体育学)である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該大学は、鹿児島県内大学等及び放送大学と単位互換協定を締結しており、それぞれの大学等の授業科目を履修し、試験に合格することで卒業要件単位として認定している。また、学外の教育施設等において学修したものや、入学前に大学等で修得した単位を読み替え認定できるとしている。さらに、スポーツ・武道・健康づくりの指導・研究に関する高度な専門家を養成するため、学外実習に加えて、産学連携で4週間実習を行うことで単位を認定するSCOOP実習を開設している。

平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「スポーツ教育と就業教育によるキャリア形成事業」においては、学生のスポーツの実践的指導力、職業選択力、就業力の向上に関する教育や支援の取組を行っている。その結果、キャリア教育における科目の受講者及び就職支援事業の参加者の増加、3年次における職業選択既決者の大幅な増加、スポーツ指導の資格取得者の増加等、学生のスポーツを柱としたキャリア形成に変化が生じている。

また、平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択され、スポーツ教育と就業教育による新たなキャリア教育科目の授業改善等を行うことを目的とする「地域力を生む自律的職業人育成プロジェクト事業」(代表幹事校:福岡工業大学)に参画し、キャリア教育科目の授業方法の改善に取り組んでいる。学生による授業評価アンケートによれば、コミュニケーション能力の改善がみられている。

1年次必修の「体育学実験Ⅰ」においては、生理学、バイオメカニクス、心理学、衛生学・公衆衛生学、栄養学等の先端的研究成果を背景とする内容を、充実した施設設備を活用した実験に参加することにより体験する機会を必修科目として提供し、科学的な観点からスポーツに取り組む態度を育成している。

体育、スポーツの指導が国内だけではなく世界各地において求められていることから、外国語による国際的発信力の養成を目的として、英語科目8単位の履修を必修とするほか、平易な内容から専門的な内容にわたる英語の文章を1年間に10万語読むことを義務付けるなど、グローバル化の要請に対応している。

編入学については、3年次に短期大学、専門学校等の卒業生を受け入れ、そこで修得した単位を規定に従い、認定している。さらに、大学院学生に対しても、学部開講科目の履修を可能とし、単位修得を認めている。ただし、課程修了に必要な単位としては認められていない。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業形態としては、講義、演習、実習、実技の4方式であり、講義45.3%、演習18.2%、実習8.9%、実技24.0%、講義・実習3.6%となっている。最大受講者数は、講義科目は200人程度、演習科目では100人程度、実習及び実技科目では安全性や効率性等に配慮し60人程度で実施している。演習科目の授業では、少人数によるグループ構成とし、グループ内での各自の発表やグループ単位での発表、意見交換を行うような形式で実施するとともに、テキストを作成し、毎回課題を提供するなどの工夫を行っている。武道の実技科目では、経験者の学生と初心者の学生がパートナーになることによって、相互に安全確認を行いながら、それぞれの目的、役割に応じて積極的に参加できる工夫を加え、経験者にとっては実践的指導能力の向上につながっており、特に、柔道については、柔道を専門としない受講者が初段を取得するまでの成果を上げている。講義・実習科目（例えば「マッサージ・テーピング論・実習」）においては、同一科目内で講義形式と実習形式を効果的に組み合わせている。演習、実習及び実技の科目を中心に大学院学生のTAによる補助を行わせている。

「体育学実験Ⅰ」においては、すべての初年次の学生を先端的機器を利用した実験に参加させており、バイオメカニクス等における先端的研究成果を反映した教育が行われている。

3年次からは各研究室（ゼミナール）に入り、教員1人当たり原則として7人以内で教育研究指導を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

学生の主体的な学習を促し、十分かつ必要な学習時間を確保する工夫として、シラバスの授業計画（授業時間外の指導等欄）に準備学習の指示と復習等について明記し、実際に丁寧な指導が行われている科目が多い。1単位の修得に必要な標準的学習時間について、学生に分かりやすい資料を配布し、クラス担当教員及びゼミ担当教員による小クラス懇談会等を開催し、学生への学業成績配布と併せて説明している。このほか、GPA（Grade Point Average）制度による修学指導の実施や1年間の履修科目登録単位数の上限を50単位とする設定等を行っている。

課外活動をする中で、国際大会への出場や、強化合宿への参加のために、長期に授業を受けられない学生については、申合せに基づいて、競技団体等からの派遣依頼を受けた教務委員会が各授業担当教員に対し欠席期間中の課題等（レポート、補講等）を求め、各授業担当教員は、状況に応じた対応を行っている。また、平成24年度には、FD研修会において「競技大会等による授業欠席者及び自主学習の推進のための対応」を開催している。

学生の学習時間の状況についての調査は行われていない。特に、講義科目に関する授業外学習時間の確保の状況を把握する取組が必要である。

これらのことから、学生の学習状況の客観的な把握のための取組が今後必要であるものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。



## 5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

年度当初に、履修科目の選択や履修計画の立案に役立つよう履修要項と全科目内容を掲載したシラバスを学生全員に配布している。また、履修ガイダンスを実施している。

シラバスには、授業科目名、授業形態、授業科目区分、担当教員名、補助担当者名、単位数、履修年次、受入人数、授業の概要、授業の到達目標及び成績評価の方法、成績評価の基準、テキスト、教材及び参考書、履修条件・関連科目、備考（教員メッセージ含む。）、オフィスアワー、授業計画（授業内容及び授業時間外の指導等）が記載されている。特に、授業の到達目標については、学位授与方針との関係を明確に示した科目ごとの到達目標を記述し、学生が学習成果を自ら確認できるように配慮され、また学生に対して実効的に周知が図られている。

また、学生のシラバス活用状況を把握するために学生による授業評価アンケートを行っている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

## 5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

能力別の授業開講例として、英語については入学時に全学生に対して英語プレースメント・テストを行い、習熟度別のクラスを編成している。その後、英語アチーブメント・テストを実施することで学生の学力獲得状況を把握し、学生への組織的な指導ができるように配慮している。

また、2年次修了時の修得単位数が60単位に満たない学生については、それぞれ特別クラスを設け、修学指導を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

## 5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

## 5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

## 5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

体育学部の学位授与方針は平成25年度に教育研究評議会の議を経て制定され、卒業時に以下のような知識・能力を身に付けることを求めている。「1. 国民各層のスポーツ・武道及び体育・健康づくりを指導し、普及させるための基礎的な知識及び豊かな教養を身につけている。2. スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する実技力、科学的支援力及び表現力を身につけている。3. スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関して、年齢、目的等に応じた体系的な実技指導力や事業運営力を身につけている。4. スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する課題について、体育学の知識を総合的に活用・応用し、説明することができる。5. スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関心をもち、主体的かつ計画的に、課題解決に向かって取り組む意志をもっている。6. スポーツ・武道及び体育・健康づくりにおけるリーダーシップとコミュニケーション能力をもつとともに、社会の一員として適切に振る舞う態度を身につけている。」

このことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、体育学部の教育課程及び履修方法等に関する規程において、100点満点の評価に対してどの評語を使用するかを定めており、それらの基準は履修要項に明記するとともに、年度当初に学生に対して説明している。

個々の科目の成績評価については、評価の方法をシラバスに記載するとともに、各担当教員は授業開始時にシラバスに公表した到達目標について評価基準を学生に説明している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価は、個々の教員が科目ごとの成績評価の基準に基づきシラバスにおいて公表し、実施しており、科目の内容、目的に応じて多様な評価方法がとられている。

学生が疑義を持つことを申告した場合には、各科目の担当教員が個別に対応しているが、異議申立て制度は設けられていない。また、科目ごとの成績評価の妥当性に関する検証は組織的には行われていない。

学生へ成績評価の説明がされているかを把握するために、学生による授業評価アンケートの中に質問事項を設け確認している。

これらのことから、組織的な取組とはなっていないものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業所要単位数は一般科目及びキャリア形成科目を合わせて38単位、専門科目及び専攻科目を合わせて86単位の計124単位を修得することが体育学部の教育課程及び履修方法等に関する規程に定められている。それらの規定は履修要項に明記するとともに、年度当初に学生全員に配布し、履修ガイダンスにおいて学生に説明している。

各科目の成績評価は、各担当教員がシラバスに公表した方法・基準によって行われ、教授会での議を経て卒業認定をしている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

#### <大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

体育学研究科修士課程では、「体育・スポーツ及び健康に関する科学的及び実践的な教育研究領域において、特に社会的要請の強い分野を中心とした専門性の高い職業人の養成、研究者の養成及び社会人の再教育を目的として、体育・スポーツ及び健康に関する学術の理論及び応用と実践が一体となった教育研究を展開する」と教育課程の編成・実施方針を定めている。

体育学研究科博士後期課程では、「生涯スポーツや競技スポーツの分野において、関連する諸科学等の研究の進展の成果を学際的・統合的に把握して、これまでにない学際領域の分野を開拓し、実践に結びつけることができる独創性のある高度専門指導者の養成を目的として、スポーツ・健康に関する学術の理論及び応用と実践が一体となった教育研究を展開する」と教育課程の編成・実施方針を定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

修士課程の共通コア科目は、体育学諸科学の研究者としての倫理観の育成や各専門分野での研究方法論について修得し、自らの研究題目について系統的かつ論理的に研究を推進するための基礎を養成する趣旨の授業で構成している。特に、「課題研究」は、各自の研究課題について一連の研究を行い、その成果を学会等で発表し、認定されれば単位が得られる科目である。基礎科目及び応用科目は、スポーツ総合科学領域、スポーツ文化・社会科学領域及びスポーツ生命科学領域の3領域の各内容が、修士課程では基礎科目としての特講と応用科目としての特講演習でそれぞれ構成されている。3領域の授業は、スポーツや身体運動を通して社会に貢献する高度な実践的能力を高めるための内容になっている。

博士後期課程の共通領域の「統合研究セミナー」は、体育学分野に関連する2つ以上の学問分野の教員がセミナーに参加し、複数の学問領域を学際的に統合するための研究デザインや方法論に関する内容になっている。そして、スポーツ総合科学領域、スポーツ文化・社会科学領域、スポーツ生命科学領域の3領域の内容が、特殊研究と特殊研究演習で構成されている。これらの2つ以上の学問領域から博士論文に関連した授業科目を履修し、学際的な博士論文の作成に向けての準備ができるようになっている。

大学院課程において授与される学位は、修士（体育学）、博士（体育学）である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院課程におけるグローバル教育の一環として「スポーツ科学英語特講Ⅰ」を修士課程において必修科目として設置している。同時に「スポーツ科学リテラシー特講」及び「スポーツ科学ナレッジ・マネジメント演習」を必修科目とし、研究者の基本的な研究倫理や方法論について広く学習できる内容としている。

トップアスリートやトップコーチの大学院課程への進学や大学教員候補者等へのキャリアトランジションの支援が行えるプログラムの開発を行う「スポーツキャリア大学院プログラム」として、平成25年度からパッケージ履修をした者に対して修了証を発行する制度を設け、授業科目の開設を行っている。

平成21年度からは、東京サテライトキャンパスを設け、夜間を主としたコースとして、修士課程(平成21年度)、博士後期課程(平成25年度)を開設しており、テレビ会議システムを活用し、東京近郊の社会人に対しても、大学院課程教育が受けられるよう配慮している。

平成24年度より筑波大学と鹿屋体育大学は大学の機能強化のため、相互の利点を活かした大学院共同専攻設置に向けた取組を開始している。修士課程では、スポーツによる平和や地域開発、さらには、グローバル社会で活躍できる人材の育成のため、平成28年度に共同専攻「スポーツ国際開発」の設置を予定している。また、博士後期課程では、平成28年度にスポーツ現場での実践知を活かしたスポーツパフォーマン

ス研究院を核とした高度大学体育指導者養成のための共同専攻の設置を予定している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-1① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

大学院課程において、各科目における授業は、少人数における授業形態を保持し、メディアや情報機器も適宜活用しながら、対話・討論型授業の形態を多くしている。

授業形態としては講義、演習、講義・演習の3方式であり、修士課程においては、講義 34.7%、演習 33.7%、講義・演習 31.6%、博士後期課程においては、講義 47.7%、演習 46.2%、講義・演習 6.1%となっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて 15 週確保されている。

授業科目の履修計画は、前もって指導教員と相談した上で決定していく方法を採用している。

講義科目、演習科目のいずれについても、ほとんどの授業が少人数の学生の参加によるものであることから、十分な時間を要する課題を提出させ、その課題に関する学生の報告を中心に授業を実施する方式がとられており、準備のために授業時間外の学習を必要としている。

課外活動をする中で、国際大会への出場や、強化合宿への参加のために、長期に授業を受けられない学生については、学士課程の学生と同様の方法によって学習時間の確保を行っている。

学生の学習時間の状況についての調査は行われていない。特に講義科目に関する授業外学習時間の確保の状況を把握する取組が必要である。

これらのことから、学生の学習状況の客観的な把握のための取組が今後必要であるものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-3③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

履修科目の選択や履修計画の立案に役立てるために、修士課程・博士後期課程ともに、履修要項と全科目を掲載したシラバスを作成し、学生全員に配布している。

シラバスはそれぞれの科目について、授業科目名、授業形態、授業科目区分、担当教員名、補助担当者名、単位数、履修年次、受入人数、授業の概要及び達成目標、成績評価の方法、成績評価の基準、テキスト、教材及び参考書、履修条件・関連科目、備考（教員メッセージ含む。）、オフィスアワー、授業計画（授業内容及び授業時間外の指導等）等について記載している。いずれも、学生が科目を選択する際に必要となる項目であり、年度当初に学生全員に配布するとともに履修ガイダンスを行っている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

東京サテライトキャンパスでは、修士課程・博士後期課程とも受講者は社会人主体であるため、夜間に開講されている。白水地区での授業は5時限まで（16時から17時30分）であるが、東京サテライトキャンパスではこの終了後、6時限（18時30分から20時）と7時限（20時10分から21時40分）に開講されている。

また、受講者が当該授業時間に不都合な場合、担当教員や他の受講者との話し合いで時間を変更し、必要な授業時間が確実に確保できるよう、柔軟に運用されている。

なお、これらの授業は、白水地区でも受講できるよう配慮されている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

修士課程では、研究科教務委員会において決定した主指導教員1人及び副指導教員1人又は2人を配置し、研究指導を行っている。学位論文の提出条件として、1年次あるいは2年次に、自身の研究成果について、関連する学会若しくは研究会に参加し、最低1回は研究発表を行うよう義務付けている。また、2年次においては、学位論文提出の約3か月前に、修士論文の中間発表会を全学に公開する形で実施している。その際、発表はポスター掲示を1週間行うとともに、口頭発表も行っている。

博士後期課程では、主指導教員1人及び副指導教員2人を配置し、研究指導を行っている。その際、指導教員と副指導教員の連携の下、各年次で「統合研究セミナー」を実施している。なお、「統合研究セミナー」によって検討した研究テーマを解明するため、2年次に博士論文作成計画書を提出させている。また、1年次から3年次まで、1年ごとに、論文指導研究会を全学に公開する形で実施している。学位論文の提出条件としては、日本学術会議協力学術研究団体に認められている学会誌を含め、最低2編の学術論文の執筆を義務付けており、うち1編は当該分野の研究者によるピア・レビュー（査読）が行われる学術雑誌に研究論文が受理されることを義務付けている。

学位論文に取り組む前には、研究倫理指針（人に関する研究）に基づき、人間を対象とした研究について倫理審査小委員会の議を経て研究を開始している。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

修士課程の学位授与方針は、「1 スポーツ・武道及び体育・健康科学の分野における専門知識・技術の教育研究能力を身につけている。2 スポーツ・武道及び体育・健康づくりの分野における高度の専門性が

求められる職業を担うための学識及び能力を身につけている。3 スポーツ・武道文化の進展及び国民の健康の増進に積極的に寄与する態度を身につけている。」と定められている。

また、博士後期課程の学位授与方針は、「1 スポーツ・健康に関する科学の分野において、自立した研究活動を行える高度な知識・能力を身につけている。2 スポーツ・健康に関する科学の分野における高度で豊かな学識を身につけている。3 スポーツ文化の進展及び国民の健康の増進に寄与する知識・能力・態度を身につけている。」と定められている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価の方法及び基準は、履修要項及びシラバスに掲載し、学生への周知を図っている。また、大学院課程入学時の4月のガイダンスにおいて成績評価に関する事項を説明している。さらに、個々の授業科目についても、各教員がシラバスに記載し、授業の際に成績評価に関する事項を説明し、学生へ周知を図っている。

成績評価は、各教員がシラバスに明記した基準に従って、授業中に行われる課題への達成度やその課題に対するプレゼンテーションの内容、議論への参加度や議論の質、課題レポートの内容、定期試験の成績等を総合的に判定している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価は、個々の教員が科目ごとの成績評価の基準に基づきシラバスにおいて公表し、実施しており、科目の内容、目的に応じて多様な評価方法がとられている。

学生が疑義を持つことを申告した場合には、各科目の担当教員が個別に対応しているが、異議申立て制度は設けられていない。また、科目ごとの成績評価の妥当性に関する検証は組織的には行われていない。

これらのことから、組織的な取組とはなっていないものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修士課程では、学位論文の審査のために主査と2人の副査で構成される学位論文審査委員会を設けている。審査委員会での審査に当たっては、研究テーマ設定の適切性、文献研究の適切性、研究方法の妥当性、論理の一貫性、研究の独自性・独創性及び論文の構成・体裁の適切性の論文の条件について定める修士論文審査基準に沿って行っており、学生には履修要項に掲載し、ガイダンス等で周知を図っている。また、合格者に関しては、修士論文発表会によって、自らの成果を発表することを義務付けている。

博士論文に関しては、インパクトファクターがある国際誌への掲載が認められた場合には、論文別刷りを博士論文とみなして審査を受けることができる。最終的には、主査とほかの2人の教員（3系のほかの

研究領域から2人を主査が選出する。)によって最終試験を行い、可否の判定を行っている。

なお、審査委員会での審査に当たっては、研究テーマ及び研究内容の独創性、研究デザイン、研究方法、当該研究領域に対する理解及び論文の構成・体裁の論文の条件について定める博士論文審査基準に沿って行っており、学生には履修要項に掲載し、ガイダンス等で周知を図っている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- スポーツ科学の基礎となる学問分野における先端的研究成果を背景とする内容を、充実した施設設備を活用した実験に参加することにより体験する機会を必修科目として提供し、科学的な観点からスポーツに取り組む態度を育成している。
- 演習科目を中心に少人数による発表、意見交換を中心とする授業方法を積極的に採用するほか、武道の実技科目では、経験者と初心者がそれぞれの目的、役割に応じて積極的に参加できる工夫を加え、経験者にとっては実践的指導能力の向上につながっており、特に柔道については、柔道を専門としない受講者が初段を取得するまでの成果を上げている。
- シラバスにおける、科目ごとの到達目標の記載は、学位授与方針との関係を明確に示すものとなっており、学生が学習成果を自ら確認できるように配慮されるとともに、学生に対して実効的に周知が図られている。

#### 【改善を要する点】

- 学士課程、大学院課程のいずれにおいても学生の学習時間の状況を把握するための取組が不十分である。
- 学士課程、大学院課程のいずれにおいても成績評価についての異議申立て制度が設けられていないことを含め、成績の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が不十分である。

**基準6 学習成果**

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

**【評価結果】**

**基準6を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程の平成 21～25 年度までの標準修業年限内卒業率は 86.6～92.0%、「標準修業年限×1.5」年内卒業率は 89.9～93.9%の間で推移している。修士課程の平成 21～25 年度までの標準修業年限内修了率は 81.0～100.0%、「標準修業年限×1.5」年内修了率は 81.0～100.0%の間で推移しており、どの入学年度においても標準修業年限内修了率及び「標準修業年限×1.5」年内修了率は概して一定である。博士後期課程の平成 21～25 年度までの標準修業年限内修了率は 18.2～50.0%の間で推移しており、「標準修業年限×1.5」年内修了率は 36.4～63.6%の間で推移している。平成 22 年度入学者の通常年限での 3 年次への進級率は 98.4%、4 年次への進級率は 95.2%であり、卒業率は 92.0%である。

卒業（修了）時の資格取得の状況については、教育職員免許状（保健体育）の取得は平成 21～25 年度まで延べ 98～149 人の間で推移しており、日本体育協会公認スポーツ指導者免除適応コース修了者（スポーツリーダー）は平成 23 年度以降 95～112 人の間で推移している。その他、健康運動指導士資格や健康運動実践指導者資格、各種スポーツ競技審判資格（サッカー、剣道、柔道等）の取得者もいる。

大学院課程における研究と学習の成果は、体育、スポーツ、健康関係の各種学会発表数をみると、平成 25 年度実績で、修士課程の学生は 20 件、博士後期課程の学生は 78 件となっている。

当該大学の特色として、多くの学生が正課授業の専門科目である「競技スポーツ論・実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」「専修武道論・実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」を履修し、またスポーツ関連の課外活動団体に所属しており、一部の学生が国際大会でメダルを獲得するとともに、多くの学生が全日本選手権や全日本大学選手権等で優れた成績を収めている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程における、学生による授業評価アンケートの結果は、5 段階評価で平成 23～25 年度の全項目の平均は 4.20 となっており、特に学習意欲の創出につながる項目である「新しい知識、考え方が身につく、さらに勉強したくなるような内容だった。」においては、過去 3 年間の平均は、一般科目 3.69、専門科目 3.97 となっている。また、専門科目のうち、実技科目の調査項目における「当該種目を「できるようになる」又は「指導できるようになる」ような授業内容で構成されていた。」の過去 3 年間の平均をみると 4.45 である。

さらに、平成 23～25 年度卒業生による大学教育の満足度に関するアンケート結果をみると、「実践的指



導力の修得」「課題探求能力の修得」「社会の一員としての豊かな人間性（道徳、見識、教養）の修得」のいずれの項目も「大変満足している」「満足している」を合わせた平均は88.0%である。

大学院課程の教育効果の検証は、修士課程及び博士後期課程の修了生と在學生に大学院教育の満足度に関するアンケートを行っている。その平成24～25年度修了生の分析結果は、修士課程では「高度な実践的指導力の修得」について「大変満足している」「満足している」を合わせた平均は修了生が85.8%、在學生が73.8%、博士後期課程では「高度な研究力（課題探究能力）の修得」について「大変満足している」「満足している」を合わせた平均は修了生が87.5%、在學生が80.3%である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

進路決定状況について、学士課程の就職決定状況の過去6年間の内訳をみると、中学校・高等学校の保健体育科教員は18.9%、スポーツ関係民間会社への就職者は16.8%（スポーツ関連の就職計35.7%）、公務員は18.0%、一般民間会社は17.9%となっており、学士課程全体の就職率は87.6%である。また、大学院等への進学者は16.1%、未就職者（企業希望者）は3.2%となっている。

修士課程の就職決定状況の過去6年間の内訳をみると、中学校・高等学校の保健体育科教員は19.7%、スポーツ関連民間会社への就職者は10.3%（スポーツ関連の就職計30.0%）、公務員は8.9%、一般民間会社は15.0%となっており、修士課程全体の就職率は78.3%である。また、大学院（博士後期課程）等への進学者は28.0%、元職復帰は13.1%、未就職者（企業希望者）は5.1%となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成26年6月に実施された、平成23～25年度卒業（修了）生に対するアンケート（回答数113件）によると、仕事上「非常に優れている」「優れている」の割合は、「情報処理」については64.6%、「教養科目」については61.1%、「学外学習」については68.1%、「身体科学（運動生理学、バイオメカニクス等）」については48.7%、「コーチ学やトレーニング」については67.5%、「健康や栄養」については66.4%となっている。

平成26年6月に実施された、学生の就職先企業に対するアンケート（回答数113件）によると、卒業（修了）生の能力等について「非常に優れている」「優れている」の割合は、「積極性・チャレンジ」については64.9%、「自主性」については64.9%、「探究心・協調性」については45.2%、「持続力・忍耐力」については52.7%となっている。

卒業（修了）後一定期間を経た卒業（修了）生及び就職先企業からの意見聴取は、継続的に取り組むことが望ましい。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 国際大会でメダルを獲得する水準まで、実技能力に関して学習成果が上がっている。

**基準7 施設・設備及び学生支援**

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。  
7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。  
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、白水地区、高須地区の2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は白水地区が303,323㎡、高須地区が5,287㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計10,304㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。また、屋内体育施設を合わせた建物面積は35,337㎡である。

校地には、教育研究活動を展開する上で必要な施設として、講義棟、大学会館、研究棟、管理棟、附属図書館、各種体育施設、講堂、合宿研修所、学生宿舎等を配置している。

講義室は、講義棟に12室、大学院棟に1室（大講義室）、海洋スポーツセンターに1室置き、全室に冷暖房設備を完備している。大学会館には、食堂、売店、理・美容室、学生向けのロッカールーム、学生ラウンジのほか、教育研究成果の資料・映像を展示したNIFS GALLERY及び学外者向けのNIFSコミュニティルームも整備している。研究棟には、実験実習室、演習室等を置いている。

なお、平成25年度から、屋外競技についてハイテク機器を駆使して科学的に研究するスポーツパフォーマンス研究棟（仮称）の整備事業に着手している。

体育施設として、総合体育館、球技体育館、屋内実験プール、トレーニング場、武道館、弓道場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、野球場、テニスコート、ゴルフ練習場及び多目的グラウンドを配置し、正課の科目履修だけでなく、競技大会、公開講座、学外者への開放及びスポーツ合宿にも供用し、学習及び課外活動において優れた成果を上げている。教育研究用の特殊設備として、トレーニング環境シミュレータ、加減圧調整可能流水プール、3次元動作解析システム、電子顕微鏡等を備え、当該大学の特性を活かした最先端スポーツ科学の教育研究に役立てている。

キャンパス内に学生宿舎（5棟・収容人数350人）を置き、さらに、合宿や合同練習等のための合宿研修所及び学外講師等の宿泊のための非常勤講師等宿泊施設も置いている。

平成21年10月に東京サテライトキャンパス（文京区本郷）を開設し、平成25年度からはより利便性の高い筑波大学東京キャンパス文京校舎内（文京区大塚）に移転している。

実験研究室等の有効活用に関する申合せを定め、実験研究スペースを教育・研究スペース、プロジェクトスペース及び全学共用スペースに区分し、施設マネジメント小委員会で機動的に運用することとしている。

施設整備マスタープラン及び設備整備マスタープランを策定し、施設及び設備の整備を計画的に行っている。また、「中長期施設整備計画2011」を策定し、長期的に施設整備を進めている。

施設の耐震化については、施設はすべて建築基準法に定める耐震基準を満たしており、平成 25 年度から体育館等の吊り天井等の落下防止対策の耐震化工事に着手している。

施設の維持管理については、電気設備点検、構内交換設備保全、防災設備点検及び防災管理点検を定期的実施し、適切な管理状況を維持し、良好な教育研究環境を確保するように努めている。

施設・設備のバリアフリー化については、屋外渡り廊下、階段スロープ、専用駐車場の整備、敷石凹凸の平面化、建物出入口の自動ドアへの改修等を進めている。

安全・防犯対策については、構内警備業務を外注し、時間外での防犯・防災等に万全を期している。特に夜間での防犯策として、区域に応じた外灯設置を計画的に進めている。学生宿舎では、毎月 1 回教員が巡回し、住居環境を点検しているほか、平成 20 年度から各棟玄関に電子ロック装置を設置するなど防犯措置を講じている。また、安全衛生専門委員会委員が、毎月 1 回、学内を巡視し、不良箇所があれば改善措置を求めるなどして、施設・設備面での安全確保を図っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

平成 23 年度に、スポーツ情報センターのコンピューターシステムの更新を行い、学内の ICT 環境を整備している。学内ネットワークシステムは、学内 LAN、対外接続システム、無線 LAN システム、認証ネットワークシステム等から構成され、学内建屋間を光ケーブル網（通信速度 1 G b p s）による基幹ネットワークで結んでいる。SINET への接続によりインターネットが利用できるようになっており、全学的に無線 LAN が利用できる環境となっている。ICT を活用した授業や自主学習を円滑に行うために必要なパソコンは、研究棟 6 階の情報処理演習室 I、同 II にそれぞれ 61 台、13 台を、附属図書館 2 階の学習室に 10 台を備えている。また、キャリア形成支援室にも、就職活動支援に必要なパソコンを 3 台備えている。

情報ネットワークはすべての学生が利用できる。また、大学からの連絡事項等は、学内掲示板だけでなく、モバイル通信機器やパソコンからも確認できるようになっている。

さらに、e-learning システムを導入するとともに、LL 教室を 2 室（端末数合計 104 台）整備し、海外でも活躍できる実践的スポーツ指導者の養成に向けた教育プログラムを開発・実施し、授業を補完・改善するなどの学習支援を行っている。

博士後期課程では、日本スポーツ振興センターとの連携大学院開設に関する協定に基づき、国立スポーツ科学センターの研究者による研究指導等を、テレビ会議システム（インターネットによる双方向通信）により実施している。東京サテライトキャンパスでも同システムを利用し、授業や会議等の同時開催を行っている。

教育研究活動を推進するため、情報化戦略及び情報管理に関する規程を定め、セキュリティの確保を含め保有する情報資産の適切な管理等、高度情報社会を踏まえた取組を組織的に行っている。

学内ネットワークに関するメンテナンス等の運用管理については、スポーツ情報センターが担当している。

ネットワークのセキュリティ確保のため、セキュリティポリシー基本方針を定め、ログオンパスワードによるユーザ認証、ユーザ認証機能付き情報コンセント、ファイアウォール、ウィルス対策ソフトウェア等の対策を講じているほか、随時、情報セキュリティの確保について学内へ注意喚起するなどの対応をしている。また、電子ネットワークの利用についての指針を定め、適正に使用するように指導している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館の規模は、延べ床面積1,288㎡、閲覧席106席であり、専任4人（うち司書2人）、臨時2人の計6人の職員を置いている。平日は8時30分から21時まで、土曜日は9時から17時まで、日曜日は13時から17時まで開館している。平成25年度の入館者数は、年間81,560人、一日平均266人であり、学外者にも開放している。蔵書数は、113,478冊（和書89,285冊、洋書24,193冊）、学術雑誌は2,522種類（和雑誌1,930種、洋雑誌592種）、視聴覚資料は7,002タイトルで、体育・スポーツ及び武道分野の資料を中心（27.3%）とした蔵書構成である。特に、スポーツ競技やトレーニング方法に関する視聴覚資料を豊富に置き、AVブース4席を利用して視聴できる。また、附属図書館のウェブサイトを通じて、電子ジャーナル（約4,800タイトル）を提供している。

図書資料の管理については附属図書館図書管理規程により管理している。図書資料の収集については附属図書館資料収集方針に沿って行い、教員・学生からの要望も取り入れるよう努めている。

OPACを導入し、効率的な図書資料の検索を支援するとともに、授業やゼミ等を通じて、文献の検索方法等を学生に説明し、附属図書館での自主学習を促している。

無断持出防止装置や図書自動貸出装置を置くほか、閉館時の本返却のため玄関前にブックポストを置いている。

平成24年10月、利用者へのサービス向上等を図るため、附属図書館利用に関するアンケートを実施し、その結果、附属図書館の利用頻度については、全体で約半数が1か月に1回以上利用している状況であった。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主学習のため、附属図書館は、平日は8時30分から21時まで（試験期間は22時まで）利用できるようにするとともに、学習室にはパソコン10台を設置し、学生がパソコンを利用できる環境を提供している。情報処理演習室Ⅰ、同Ⅱに設置されたパソコン等は、授業での使用を除き平日の7時から22時は自由に利用できる。また、研究棟には、学生交流学習室を置き、外国人留学生の自習の場や日本人学生等との交流の場として活用されている。

大学院棟に設置された、大学院学生専用の研究室は大学院学生の自主学習の場として、利用されている。講義棟1階の講義室の一つを、就職情報の収集や学生同士の情報交換等のための場として開放している。また、課外活動等で学習時間の確保が難しい学生に、e-learningによるウェブサイト上での学習環境を提供している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

毎年度、新入生向けのオリエンテーションを実施し、教育課程や科目履修方法等について詳細に説明し

ている。さらに、1泊2日の新入生合宿研修（平成25年度：新入生183人、他学生22人、教職員13人参加）を実施し、新入生同士の間関係や上級生・教職員との良好な関係をできるだけ早く確立できるように配慮している。

在學生は、年度当初にガイダンス（平成25年度：参加者数509人、参加率86%）を行い、特に2年次生には、ゼミナール、スポーツ指導実習、教育実習、介護等体験について、全体的ガイダンス及び実習ごとの個別ガイダンスを実施している。

なお、大学院学生にも、新入生オリエンテーション及び在學生ガイダンスを実施している。

履修登録は、学生自身によるパソコン入力であるが、登録時に職員が立ち会うなどミスがないよう配慮している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

各小クラス及びゼミナールに、修学・学生生活指導教員を置くとともに、顧問教員、学生相談支援室等、全学的に学生への修学・学生生活に関する指導・助言を行う体制を構築している。学部1、2年次については、小クラス（10人程度）を編成し、修学・学生生活指導教員が指導・助言を行い、3年次以上については、専攻ゼミナールごとに小クラス（8人程度）を編成し、担当教員が修学・学生生活指導教員として指導・助言を行っている。修学・学生生活指導教員に対しては、毎年度「修学・学生生活に関する指導教員の手引」を作成・配布し、適切な指導・助言を行えるように支援している。

毎年度、学生による授業評価アンケートを実施するほか、「なんでんかんでん語ろう会」を開催し、学生が日頃抱えている学習上の要望や問題を直接聞くとともに、「学生なんでも意見箱」を学内に設置している。

シラバスにオフィスアワーを明記し、学生からの学習相談に対応している。

AO（SS）入試による合格者（10月合格発表）に対しては、当該合格者の在籍高等学校と連携して、小論文、英文和訳、課題図書に関する感想文及びアドミッションセンター教員との面談を入学前教育として行っている。

外国人留学生に対しては、オリエンテーション（年2回）を実施し、履修関連や附属図書館の利用方法について説明している。また、外国人留学生全員に、日本語プレースメント・テスト（年2回）を行い、個々の日本語能力を把握した上で、「日本語補講」を開講している。個々の外国人留学生には、研修を受けたチューター（日本人学生）を付けて個別指導を行っている。さらに、年1回開催している「学長と指導教員・留学生との懇談会」を通じて意見交換を行い、修学状況や日頃の悩みを聞くようにしているほか、「留学生支援交流会」を年1回開催している。

競技力が優秀な学生に対しては、チューター（学生）からの指導を受けられるようにするなど、欠席した授業科目の学業を補完できるように措置している。国際大会出場により授業を欠席した学生にも、レポート等の課題や追試験を課すなど配慮している。

在職者である社会人学生には、勤務等の都合に合わせた集中講義や電子メール等での研究指導を行っている。

障害のある学生への学習支援については、修学・学生生活指導教員がその業務として「修学関連」の指導において行うこととしている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の競技力の向上を重点的取組の一つとし、積極的な課外活動への参加を強く推奨している。課外活動は、主に体育系サークルを中心として展開している状況である。体育系サークルは平成26年度は22団体あり、学生全体の体育系サークルへの加入率は、約89%と高い。

課外活動団体の設立は、顧問教員を定めて学長の許可を得ることとしている。当該団体に対して適切な指導・助言を行うための顧問教員と学長補佐（学生支援担当）を構成員とする顧問教員会議を置き、課外活動団体相互の連絡・調整等を行っている。

課外活動団体の活動の援助等を目的に、体育会が置かれ、体育会会則に定める事業を実施しており、学生委員会が中心となってそれが円滑に行われるよう指導・助言している。

課外活動に必要な予算は、支給基準を定め、課外活動団体へ毎年度配分している。

毎年度、サークルリーダーズセミナーを開催し、専門家による講演等を通じて、同会役員や各サークルの主将、副主将及び主務にリーダーとしての自覚を持たせ、活動の活性化と団体相互の連帯意識の育成を図っている。

課外活動の場である屋内外の各種運動施設については、維持・管理のための措置を講じて良好な練習環境を確保している。施設各所に製氷機及びAEDを備え、課外活動中の安全の確保に努めている。また、課外活動に必要なスポーツ用具、映写・音響機器、その他用具を学生課に備え、随時学生への貸し出しに対応している。

課外活動中の事故に対しては、顧問教員、保健管理センター及び学生課が連携して適切に対応するようにしている。

競技力の向上に対しては、競技力向上委員会が対応し、同委員会が指定した重点強化選手及び重点強化チームに対して重点的に支援を行っている。また、「競技力を向上する会」を開催し、平成23～26年度は、毎年度学生580人以上、教職員等30人以上が参加しており、学生及び関係教職員が一堂に会して、成果報告や情報交換を行っている。さらに、毎年度2回、学長ら大学執行部が、課外活動現場を視察し、学生と直接意見交換を行っている。

毎年度、課外活動の成果が特に顕著であり、かつ課外活動の振興に功績があったと認められる個人又は団体に対し学長が表彰しており、平成23～25年度までの間に、競技成績優秀者41人、競技成績優秀団体12団体、部活動発展貢献者5人が表彰されている。また、競技成績が国際大会でメダルを獲得するまでに向上している状況を踏まえ、学生表彰規則を改定し、オリンピック、世界選手権等のレベルの大会への出場者、アジア大会、ユニバシアード競技大会等のメダリストに対し、平成25年度から学生特別表彰を制定し、平成25年度は競技成績優秀者4人が表彰されている。

学生宿舎での規律ある共同生活を行うため、自治組織として学生宿舎会が置かれ、入居者全員を構成員として、自律的な生活体験を通じて人間形成の発展を助長し、良好な勉学と生活環境を作ることを目的に活動しており、それが円滑に行われるよう学生委員会が中心となって指導・助言している。

平成17年度から、学生スポーツボランティア支援室を置き、学生をスポーツ指導者として地域の小中学校やスポーツ少年団等へ派遣し、教材開発や指導法の相談受付等を支援することにより、学生の実践的

指導力の向上を図っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生支援の理念を「本学は学生の入学から卒業までの健やかな大学生活を支援することを目的として、学生生活を送る上で抱える修学上の悩みや人間関係の悩み、日常生活における悩みなど、様々な悩みをもつ学生たちをバックアップするため、学生生活全般におけるあらゆる相談（修学・履修、進路・就職、生活・経済、留学、課外活動、健康、メンタルヘルス、対人関係、ハラスメント等）に教職員組織の枠組みを超えた全学的な立場から支援する。」と定め、学生を含む構成員に周知を図ることにより、学習支援と生活支援とを総合的かつ効果的に実施する全学的な体制の整備の基本方針を明確にしている。

学生生活を送る上で必要な事項を詳細に記載した学生生活の手引きを学生に配布している。

学生相談に対しては、学生相談支援室を中心とする体制を構築し、学生なんでも相談窓口で対応し、必要に応じ関係委員会、保健管理センター、各教員と連携するなど全学的に対応している。

メンタルヘルスに関する相談に対しては、心理カウンセラー（学外臨床心理士1人）が対応している。また、毎年度「学生対応のためのメンタルヘルス講演会」を開催（平成25年度：32人参加）し、教職員へのメンタルヘルスへの理解やケア能力の向上等を図っている。

学生を対象に、スポーツ傷害セミナー、交通法令講習会、アスレティックトレーナー講習会、健康セミナー、アンチドーピングに関する講習会等を開催し、学生が健康的に学生生活を送れるよう支援している。

福利厚生面では、食堂、売店、理・美容室等の事業を通して、学生等へのサービスの充実を図っている。

ハラスメントに関しては、ハラスメント防止専門委員会を設置し、相談については相談員を配置している。平成23年9月から、相談員及び調査委員会委員に学外専門家（弁護士）を加え、学外（法律事務所）にハラスメント相談窓口（専用電話回線）を開設している。学生に対しては、ハラスメント防止に向け様々な機会を通して周知を図っている。教職員向けには、毎年度「ハラスメント防止講演会」を開催（平成25年度：34人参加）している。

健康面に関する相談に関しては、保健管理センターが対応し、必要に応じ、学内の専門医や学外精神科医（校医）にも相談できるようにしており、傷害を負った学生への応急措置や治療等も行っている。

キャンパス建物内全面禁煙を実施し、平成25年度からは禁煙支援を開始している。AEDを学内9か所（白水地区）に配置し、課外活動等における万一の事態に対応している。

学生のニーズについては、小クラス担任制度及び指導教員制度を運用する中で、意見・要望等を把握するとともに、「学生なんでも意見箱」の設置や、毎年度開催される「なんでんかんでん語ろう会」によって学生の要望、問題を聴取している。また、学生生活実態調査を実施し、学生のニーズや満足度を把握している。

就職支援については、キャリア形成支援室が対応し、学生の入学から卒業（修了）までの体系的指導のほか、各種イベントを実施している。また、外部の就職相談員（2人）が、個別に学生の就職相談に対応しているほか、講義室1室を学生に開放して、就職に関する情報収集等、就職活動に活用している。

外国人留学生に対しては、オリエンテーション（年2回）を実施するとともに、「外国人留学生ハンドブック」を配布して、学生生活を送るための諸手続き等について分かりやすく説明している。また、留学

生指導教員及びチューター（日本人学生）が、個別に身近な立場で指導するようにしている。さらに、「学長と指導教員・留学生との懇談会」を開催して、外国人留学生の勉学・生活状況を把握するとともに、意見・要望等を聞いている。

障害のある学生に対しては、修学・学生生活指導教員の業務としており、障害のある学生を含め、学生からの相談に対応できる体制となっている。特に心理面での問題を抱える学生に対しては、保健管理センター（所長（内科1人）、所属教員（整形外科1人）、学校医（学内教員：整形外科1人、心療内科1人、学外教員：精神科1人）、技術職員（看護師1人）、非常勤（心理カウンセラー1人））を中心に対応する体制としている。

学生の安全に対する理解を深め、危険を予防するため、大麻等薬物乱用防止に関する講演会、女性に対する安全教室、飲酒に関する講演会、交通法令特別講習会等を開催し、事故、犯罪等の未然防止を図っている。また、防災についても、新入生オリエンテーションの際に危機管理マニュアルを学生に配布し、理解を図っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生に対する経済的援助として、授業料、入学金及び寄宿料の免除及び猶予の制度を設け、経済的理由によって授業料や入学金、寄宿料の納付が困難であると認められ、かつ学業優秀と認められるとき、又はその他やむを得ない事情があると認められる学生に対し、授業料等の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予しており、授業料については、平成25年度は前期85人、後期82人が免除されている。学生（入学試験合格者を含む。）に対しては、随時、掲示、通知等により周知を図っている。

平成23年度には、東日本大震災の被災者に対する授業料免除・寄宿料免除も実施している。

また、日本学生支援機構による奨学金貸与事業をはじめとして、種々の奨学金制度を活用できるようにしており、平成25年度は学部学生延べ480人、大学院学生延べ39人が貸与を受けている。特に同機構事業に関する手続きについては、その都度、通知・掲示しているほか、随時説明会も開催している。

各種奨学支援事業については、随時、学内掲示やウェブサイトを通じて案内し、学生への周知に配慮している。その他募集がある民間奨学団体や地方公共団体等の奨学金も同様に周知を図っている。

また、学生の勉学意欲の向上や優秀な人材の輩出を図るため、授業料等特別免除等制度に関する基本方針を定め、独自の授業料・入学金免除及び奨学金支給制度を構築している。本制度は、学長裁量経費を財源とし、毎年度2千万円を上限としており、平成25年度は入学金が9人、授業料が24人免除されている。学生等へ随時周知を図った上で運用しており、競技成績及び学業成績が優秀で意欲のある学生に対する経済面での援助としての重要な役割を果たしている。

海外での国際学会へ大学院学生の派遣の際、旅費（海外派遣研究員旅費）を配分（平成25年度：派遣4件、702,000円）している。また、平成17年10月から職員宿舎に大学院学生も入居できるように措置している。

学生宿舎（5棟）では、寄宿料を抑え（月額4,300円）、新入生の入居枠を他学年より3割程度多くしているほか、競技成績優秀な新入生や外国人留学生に対する優先的入居を実施している。

鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団から、毎年度、体育・スポーツ活動での成績優秀者・団体に対し、奨学金が授与され（平成25年度：個人37人、団体3件）、鹿屋市からも優秀な競技成績を上げた学生へスポーツ奨励金が交付されている（平成25年度：個人21人、団体1件）。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。



以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 体育大学として整備された施設、設備を正課の科目履修及び課外活動に有効に活用し、学習及び課外活動において優れた成果を上げている。
- 学生支援の理念を正式に定め、学生を含む構成員に周知を図ることにより、学習支援と生活支援とを総合的かつ効果的に実施する全学的な体制の整備の基本方針を明確にしている。

**基準 8 教育の内部質保証システム**

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 8 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育活動の状況及び学習成果に関するデータ、資料等は、理事（教務・学生・研究担当）が所掌する学部教務委員会及び研究科教務委員会並びにその下部組織として設置されているFD推進専門委員会が収集している。また、卒業（修了）に際し、大学教育の満足度に関するアンケートを行い、学習成果に関するデータを蓄積している。これらの体制において平成 26 年度から新しい教育課程が実施されているが、その検討は専ら教務委員会において行われている。

教育の成果に関して収集されたデータや資料は、教員がこれらのデータに基づきシラバスを改善するとともに、教員の自己点検レポートにおいて今後改善すべき取組や工夫等について報告している。また、学士課程の教育については教務委員会の下に設置した教育プログラムワーキンググループにおいて、大学院課程の教育については研究科教務委員会の下に設置した修士課程検討ワーキンググループ及び博士後期課程検討ワーキンググループにおいて担当している。しかし、教員の自己点検と 3 つのワーキンググループにおける分析との連携を組織として確保する体制は明確には整備されていない。

機関別認証評価に向けた自己点検・評価は、平成 25 年度は総務委員会の下に設置された副学長（3 人）、学長補佐（3 人）、教員代表（3 人）、各課長・室長（5 人）による認証評価ワーキンググループを設置し、実施している。平成 26 年度から設置された教育企画・評価室においても、教育の質の保証に向け、学修行動及びその成果の可視化、教育内容・方法等の改善に向けた企画案の作成及び改善環境の整備を開始している。しかし、これらの体制の関係は明確なものとはなっていない。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証する体制が明確ではないものの、教育の質の改善・向上を図るための取組は実施されていると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学部における学生の意見の聴取に関しては、学生による授業評価アンケートを平成 13 年度から前期・後期の年 2 回、継続的に実施している。調査結果は量的かつ質的に分析され、担当教員にフィードバックされるとともに、全体的な集計結果や自由記述等が『鹿屋体育大学FD報告書』に報告されている。担当教員は学生からの授業評価を受け、「教員の自己点検レポート」を作成しているが、学生に対してはこれらの結果はフィードバックされていない。また、大学内に設置した「学生なんでも意見箱」や、平成 17 年度から学生との意見交換会として実施している「なんでんかんでん語ろう会」により、学生の意見を随時聴

取し、関連委員会及び担当事務局で検討している。さらに、卒業（修了）生を対象に、大学教育の満足度に関するアンケートを毎年度実施し、調査結果を関連委員会において検討の上、授業改善等に活かしている。

なお、平成 23 年度の修士課程教育課程改訂に際しては、大学院教育の満足度に関するアンケートの意見を基に、新たに共通コア科目を設定し、必修科目とした。

教員組織の各所属系ごとに月 1 回系会議が開催されており、提案された意見等について、系主任会議、関連委員会等において、各系主任及び委員より意見を提案できる仕組みとなっている。また、年に数回開催されている学長懇談会において、自由に発言できるような取組が行われている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の就職先企業に対するアンケートを実施し、教務委員会、キャリア形成支援室会議等へ調査分析結果を報告している。

また、学外実習終了後に学外実習先（企業実習、教育実習及びスポーツ指導実習）から受講者への実習評価報告を受けるとともに、担当教員の実習機関への巡回により意見収集する取組を実施している。収集した情報についてはキャリア形成支援室を中心に学外スポーツ実習小委員会、教職教育等小委員会等の関係委員会において分析・検討を行っている。スポーツ指導実習先全 44 施設からの報告によると、事前準備については「事前指導が十分行われていたと思いますか。」との問いに 68.2%、専門的知識については「十分な専門的知識を持っていましたか。」との問いに 77.3%、実習学習態度については「積極的に参加していましたか。」との問いに 93.2%が「非常にそう思う」「そう思う」と回答しており、事前準備及び専門的知識については 7 割程度の者が肯定的評価を受け、実習学習態度については 9 割以上の者が肯定的評価を受けている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教務委員会の下部組織としてFD推進専門委員会を設置し、組織的なファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を推進している。

委員会が実施するFD事業としては、学生による授業評価アンケートや教員の自己点検レポート結果のフィードバック、e-learning 研修会、教員相互による授業参観等を実施し、その成果として、「良好な授業環境を確保するためのガイドライン」及び「よりよい授業を行うためのヒント」が作成され、教員がそれらを活用することにより具体的な教授方法の改善が実現している。なお、学生による授業評価アンケートについては学生の視点に立ったアンケート項目の見直しを行い、従来の様式から、少人数科目、多人数科目、実技科目ごとにアンケート項目を変えたアンケート用紙を作成し調査を実施している。

また、外部講師によるFD講演会を実施し、各教員の教育内容・方法の改善の必要性について理解を深めている。さらに平成 24 年度は、「TA・RAの役割等に関する意見交換会」を開催し、今後のTA・RAの在り方について意見交換を行っている。

これらの取組や、『鹿屋体育大学FD報告書』の発行を行い、教員の授業の工夫や悩みを探り、具体的

内容や分析結果とともに全学的にフィードバックしている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育活動の展開に必要な事務職員、技術職員等の教育支援者に対しSD研修会等を行い、質の向上を図る取組を実施している。

FD推進専門委員会の取組として、TA・RA研修会を毎年度実施しており、平成24年度のTA・RA研修会では、修士課程及び博士後期課程学生と教員との「TA・RAの役割等に関する意見交換会」を開催し、今後のTA・RAの在り方について意見交換を行っている。また、TAが、体育大学としての特徴的な実技指導等に従事することから、安全面の配慮、効果的な授業補助の観点から、業務の内容、就業に当たっての心得について詳細に記述し、毎年度更新される「鹿屋体育大学TAハンドブック」を作成して、研修会等を通じてTAの資質向上に取り組んでいる。平成25年度のTA研修会では、学生へTA業務を理解してもらうため、TA雇用学生との意見交換やグループワークを実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- FD活動の成果として、「良好な授業環境を確保するためのガイドライン」及び「よりよい授業を行うためのヒント」が作成され、教員がそれらを活用することにより、具体的な教授方法の改善が実現している。
- TAが、体育大学としての特徴的な実技指導等に従事することから、安全面の配慮、効果的な授業補助の観点から、業務の内容、就業にあたっての心得について詳細に記述し、毎年度更新される「鹿屋体育大学TAハンドブック」を作成して、研修会等を通じてTAの資質向上に取り組んでいる。

#### 【改善を要する点】

- 教務委員会による平成26年度における教育課程の大幅な改善によって、教育の質の改善・向上が実現しているが、教育の質の改善・向上を図るための組織、体制は十分に明確なものとなっていない。
- 学生による授業評価の結果を学生に対してフィードバックするための組織的措置が十分に講じられていない。

### 基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

#### 【評価結果】

基準9を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成25年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産6,797,586千円、流動資産1,515,925千円であり、資産合計8,313,511千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債1,892,602千円、流動負債1,511,158千円であり、負債合計3,403,760千円である。これらの負債は、長期及び短期のリース債務171,839千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成21年度からの5年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても減少傾向にあるものの安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成22～27年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て決定している。

また、これらの収支計画等は、ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 1,849,199 千円、経常収益 1,857,850 千円、経常利益 8,650 千円、当期純利益 6,736 千円であるが、目的積立金 3,681 千円を取り崩すことにより、当期総利益 10,418 千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金 102,155 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、経営協議会及び役員会の議を経て学長が定めた予算編成方針に基づき配分している。

また、施設・設備に対する予算配分については、施設整備マスタープラン及び設備整備マスタープランを策定し、計画的な整備を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、監事及び会計監査人の監査の後、経営協議会及び役員会の議を経て、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、会計監査と業務監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の監査室が内部監査要項に基づき、業務監査・会計監査・臨時監査を実施している。

また、監事と監査室で意見交換会を実施し、会計監査人が監査計画や監査結果報告の確認を行うなど、連携して監査を進めている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営に当たる主要な構成員（執行部）は、学長、理事（教務・学生・研究担当）・副学長、理事（組織・運営担当）・副学長・事務局長、非常勤理事（社会連携担当）及び副学長（教育研究企画・国際交流担当）である。

管理運営のための組織として、学長の下に、意思決定機関としての役員会、審議機関としての経営協議会及び教育研究評議会を置いている。このほかに、大学運営に関する調整を担う運営連絡会、国立大学と

しての機能を強化するために必要な施策の企画・立案等を行う機能強化検討会議を設置するとともに、大学運営上の重要課題を専門的に審議する常任委員会、学長が必要と認めて付託した案件を審議する特別委員会及び常任委員会又は特別委員会の所掌に係る専門事項を調査検討する専門委員会を設置している。常任委員会の委員長には、学長、理事、副学長又は学長補佐のいずれかが就任しており、迅速かつ責任ある意思決定のできる体制をとっている。

法人における重要な課題に教員と事務職員が一体となった協働体制により取り組むため、6室（企画室、学生相談支援室、キャリア形成支援室、学生スポーツボランティア支援室、広報室、男女共同参画推進室）を設置している。

事務組織については、事務局長の下に6課（総務課：10人、財務課：10人、施設課：7人、教務課：11人、学生課：8人、学術図書情報課：11人）1室（企画・評価室：4人）を置いており、管理運営業務及び教育研究支援業務を行っている。

危機管理への対応については、学長、副学長及び事務局長で構成する危機管理委員会を設置して、危機管理に関し必要な事項を審議し、危機管理に関する規程により、当該大学において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制や対処方法を定めており、併せて危機管理マニュアルを整備している。

コンプライアンス面については、倫理規則及び公益通報者の保護に関する規則を定め、役職員による法令違反や不正行為等を防止し、適法かつ公正な業務運営を行っている。

研究活動の不正防止については、関係規程で研究活動に係る行動規範、研究活動の不正行為に関する取扱規程、公的研究費の適正管理に関する規程等を定めて体制を整備し、研究活動が信頼性と公正性を確保して行われるように努めている。

研究倫理等への取組については、研究倫理指針（人に関する研究）に基づき、倫理審査小委員会において、社会的及び倫理的な観点から実施計画の内容を事前に審議する体制を整備している。

安全衛生管理面については、健康安全規程を定めて、総括安全衛生管理者、安全管理者及び衛生管理者を置き、労働災害及び健康障害を防止する体制を整備している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員については、各種委員会、教授会、系主任会議、学長懇談会、事務連絡会等の議論の中や、学長と系所属教員との意見交換会、事務局長と事務系職員の意見交換会等で構成員のニーズを把握する体制をとっている。

学生については、学生生活実態調査によりニーズの把握に努めており、卒業（修了）式当日にはその年度の卒業（修了）生に対して、在学中の大学教育の満足度に関するアンケートを実施し、教育目標に対する学生の満足度の確認を行っている。

学生相談支援室が中心となり、学生と教職員の意見交換会「なんでんかんでん語ろう会」を毎年度開催（平成25年度：学生42人、教職員20人参加）し、「理想の大学像」「理想の体育大学生像」等をテーマに、学生と教職員が自由に気兼ねなく語り合うとともに、学生の要望や問題について把握・対応している。学内に設置の意見箱（教職員用：1か所、学生用：4か所）で常時提案を受ける体制をとっており、各投書・意見に対しては、大学がとった措置を明らかにし、学生には学内掲示板、教職員には学内電子掲示板によ

り公表している。

事務職員については、事務局長と事務職員との意見交換会等で、意見を提案できる仕組みとなっている。

このほか、経営協議会学外委員からの意見については、関係委員会等で検討を行った上で管理運営に反映させる体制をとっており、その対応状況について、ウェブサイトに掲載し、公表している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、監査計画を策定し、事業年度ごとに業務及び会計について定期監査を実施している。

学生支援体制の改善策について、学生からの相談情報が一元化・共有化されていない、との指摘については、学生相談支援室にて「学生相談等情報記録簿」を作成し、情報を一元化するとともに、相談内容に十分配慮しながら、他の教員等と情報を共有している。

また、監査結果についての共通理解を深めるとともに、今後の法人業務の改善等に有効活用させることを目的に、監事監査結果説明会を毎年度実施し、監事と役員との意見交換を行っている。

さらに、監事監査及び内部監査の結果を相互に有効活用するなど、監事と内部監査部門が緊密に連携し、監査の質の向上を図ることを目的に、監事と監査室との意見交換会も実施している。

監事はこのほか、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の大学の重要会議に常時出席し、学長の求めに応じて必要な意見を述べている。また、学内の重要な決裁文書は監事に回付するなど、管理運営に関与する仕組みを構築している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

役員等の執行部に関しては、国立大学協会が主催する各種セミナーに平成 25 年度は 4 回参加している。

事務職員に関しては、平成 25 年度は鹿屋体育大学職員SD研修等 6 回の学内の研修に加え、鹿児島県内国立大学法人等事務系・技術系職員フォローアップ研修、九州地区国立大学法人等テーマ別研修等、11 回の学外研修に延べ 153 人が参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

常任委員会規程によって、総務委員会は「教育研究活動等に関する自己点検・評価、大学評価、外部評価に関する事項」を所掌することと定められ、総務委員会が大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価のための資料、データについては、必ずしも大学の活動の総合的な状況に関する内容の全般にわたるものではないが、中期目標・中期計画に基づく年度計画の進捗状況及び根拠となる資料・データとして、独自に構築した「年度計画進捗管理システム（しんちょくシステム）」により集中管理されており、月に一度、執行部が確認する体制をとっている。



平成 25 年度は総務委員会の下に設置された副学長（3 人）、学長補佐（3 人）、教員代表（3 人）、各課長・室長（5 人）による認証評価ワーキンググループを設置し、平成 26 年度の機関別認証評価に向けた自己点検・評価を実施している。しかし、その自己点検・評価の結果である自己評価書は、大学の総合的な状況を社会に対して分かりやすく説明するものとはなっていない。

これらのことから、社会に対して分かりやすく説明するものとはなっていないものの、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

法人化後の平成 16 年度からは、国立大学法人として毎年度、当該事業に係る業務の報告書を作成し、国立大学法人評価委員会の法人評価を受けており、その評価結果をウェブサイト等で学内外に公表している。

また、平成 19 年度には、大学評価・学位授与機構による機関別認証評価を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

国立大学法人評価委員会による各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果については、総務委員会、教育研究評議会及び経営協議会において報告するとともに、学内教職員にも通知し、指摘事項についての共通理解を図り、改善に向けた取組を行っている。

法人評価委員会の評価結果において指摘のあった事項に対しては、研究費不正使用防止のための取組の制度化、入学志願者獲得増加に向けた取組、受託研究・共同研究の増加に向けての取組及び資金運用の取組を実施している。

また、平成 19 年度大学機関別認証評価において、改善を要する点として指摘のあった事項については、大学院入学試験における合否判定の基本方針と選抜方法の見直し等及び R A 実施要項の改正を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

#### 【改善を要する点】

- 平成 26 年度の大学機関別認証評価のために作成、提出された自己評価書は、大学の総合的な状況を社会に対して分かりやすく説明するものとはなっていない。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学、学部及び研究科の目的はウェブサイトにおいて公表されている。

教育内容の特色や教育課程の編成等については、学士課程、修士課程及び博士後期課程のそれぞれについてウェブサイトにおいて公表されている。

また、各種の印刷刊行物（大学リーフレット、大学案内、履修要項、入学者選抜要項及び各学生募集要項）において、大学の目的、大学の基本的な目標等が掲載され、公表されている。

大学の構成員への周知方法として、教育目標等を冒頭に要約・記述した履修要項を毎年度配布しており、特に学生に対しては、年度当初に実施する新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンスの冒頭で説明することにより、大学の目的と基本理念の周知を図っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針については、体育学部は、「入学者選抜試験を通じて本学が求める人材像」「それぞれの入試で求める人材像」「高等学校で身に付けてほしい学力・能力」が、体育学研究科は、修士課程及び博士後期課程についてそれぞれ「求める人材像」「論文等に関する研究」「要求される能力」が、入学者選抜要項、各募集要項、大学案内及びウェブサイトにより広く学内外に公表されるとともに、周知が図られている。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、卒業（修了）時に身に付けるべき知識・能力を中心として体育学部及び体育学研究科のそれぞれについて履修要項に掲載し周知を図るとともに、ウェブサイトにおいて公表されている。

また、大学の目的、大学の基本的な目標等と併せて、ウェブサイト及び履修要項に掲載し、学内外に公表するとともに、周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動等の情報は、大学の行う自己点検・評価の結果については平成 19 年度までの公表にとどまるものの、ウェブサイトにおいて、以下の項目が公表されている。

- ・ 就業規則関連

- ・ 大学評価
- ・ 鹿屋体育大学のミッション
- ・ 中期目標・中期計画・年度計画
- ・ 業務・組織
- ・ 財務関連
- ・ 教育研究の状況
- ・ 主要な会議の概要

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項についての教育研究活動等の情報は、ウェブサイトの「教育研究の状況」に一元的にまとめられ、各事項の情報のリンクが貼られ、公表されている。

教員の教育研究活動等については、ウェブサイトの「研究者紹介」として公表されている。

学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価の結果及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条に規定される財務諸表等の情報を、ウェブサイトに掲載している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。



## <参 考>



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

- (1) 大学名 鹿屋体育大学  
 (2) 所在地 鹿児島県鹿屋市  
 (3) 学部等の構成

学部：体育学部

研究科：大学院体育学研究科

附属研究所：なし

関連施設：附属図書館、保健管理センター、国際交流センター、海洋スポーツセンター、スポーツトレーニング教育研究センター、生涯スポーツ実践センター、アドミッションセンター、スポーツ情報センター

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部 768人、大学院 72人

専任教員数：63人

助手数：1人

### 2 特徴

本学は、体育・スポーツ、レクリエーション及び武道に関する実践的指導者の養成という社会的ニーズに応え、昭和56年10月に新構想の大学として開学した国立唯一の体育系単科大学である。昭和63年には大学院体育学研究科修士課程を、平成16年には大学院体育学研究科博士後期課程を設置している。

本学の敷地面積は約37万㎡で、豊かな自然を背景に、第3種公認の陸上競技場、全面天然芝のサッカー場、加減圧調整可能流水プールの設備を備えた屋内実験プール、競技別の体育館等の充実した体育施設や本学の位置的、気候的な条件を生かした海洋スポーツセンター、環境シミュレータを備えたスポーツトレーニング教育研究センター等特色のある附属施設を有している。

また、在学生の出身地がほぼ全ての都道府県を網羅している点や地元住民による新入生歓迎会の開催、競技成績優秀者への奨励金贈呈など、鹿屋市との交流も特色と言える。

組織運営面では、小規模大学としての小回りの良さを生かし、教職員を対象とした学長懇談会、学長と系所属教員との懇談会の実施など、学長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。また、教員組織（学部・大学院）について、教育研究体制の充実と弾力化のため、全教員は大学に置く3系のいずれかに所属するように、平成23年度に再編を行った。

国立大学法人化11年目を迎えた現時点での教育、研究、社会貢献における特徴として、以下の点が挙げられる。

#### 【教育】

①学部：スポーツ総合課程と武道課程の2課程からなり、専修科目として、アスリート・コーチング系、生涯スポーツ系、そして武道系を設定し、学生が自らの関心に応じて選択し、複数年履修することで、専門的知識・能力を身につけられるように科目を開設している。

②大学院修士課程：社会人が再教育に取り組めるように、東京サテライトキャンパスに夜間を主としたコースを開設している。また、特に海洋スポーツ関係のトップアスリート及びトップコーチが大学院で学び直しができるような科目を開設している。

③大学院博士後期課程：日本のトップアスリートを対象とした競技力向上に関する研究に取り組めるように、国立スポーツ科学センターと連携し、学生が同センターで授業の履修、研究活動に取り組める体制としている。また、社会人が再教育に取り組めるように、東京サテライトキャンパスに夜間を主としたコースを開設している。

#### 【研究】

①優れたスポーツ指導の実践知を、客間的な論述と検証結果に基づいた研究論文として扱うスポーツパフォーマンス研究を推進し、同研究会を学内外の研究者で組織、平成21年度からウェブジャーナルを発刊し、現場活動に直接寄与する知見等をウェブ上で提供している。

②動ける日本人育成をめざした子どもから高齢者を対象とした「NIFS みんなの貯筋研究プロジェクト」（貯筋運動）を本学独自の地域貢献事業として推進し、地元をはじめ、全国への普及を行っている。

#### 【社会貢献】

①本学と鹿屋市及び市内のホテル・飲食業が連携して、プロスポーツ選手等の合宿・自主トレーニングの拠点となるまちづくりを推進している。本学は、鹿屋市が誘致した選手等の動作解析等の科学的測定・評価や体育施設の提供を行っている。

②本学を基盤とするNIFSスポーツクラブや公開講座の開催により、大隅地域を中心とした住民の健康づくりや生涯学習の機会提供を行っている。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学の目的は、学則第2条において、「鹿屋体育大学は、学校教育法に基づき、体育・スポーツ、レクリエーション及び武道（以下「スポーツ・健康」と総称する。）に関する理論と実践を教授研究し、もって豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的なスポーツ・健康に関する指導者を養成するとともにスポーツ・健康に関する理論や実践の深奥をきわめ、その進展に寄与することを目的としている。」と規定されている。学部及び大学院の目的は、学則に以下のとおり規定されている。

### 【学部】第13条

本学学部は、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開しうる優れた実践的なスポーツ・健康に関する指導者を養成する。

### 【大学院】第37条

本学大学院は、スポーツ・健康に関する学術の理論及び応用と実践が一体となった教育研究を展開し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、スポーツ文化の進展及び国民の健康の増進に寄与する。

一 修士課程の目的 高度な学識を授け、スポーツ・健康に関する科学の分野における専門的知識・技術の教授研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養う。

二 博士後期課程の目的 スポーツ・健康に関する科学の分野において、研究者として自立して研究活動を行い、または専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及び豊かな学識を有する実践的な専門指導者を養成する。

また、平成22年度から平成27年度までの第二期中期目標を次のとおり定めている。

#### 〈前文〉大学の基本的な目標

国立大学法人鹿屋体育大学は、全国でただ一つの国立の体育大学という特性を十分に活かし、健全な身体と調和・共生の精神を併せ持つ人材の育成に必要な不可欠なスポーツ・身体運動を通じて、創造性とバイタリティに富む有為の人材を輩出するとともに、スポーツ科学・体育学領域における学術・文化の発展と国民の健康増進に貢献し、もって健全で活力に満ちた社会の形成に寄与する。

以上の目的を実現するため、教育、研究及び社会貢献に関する基本目標を以下のとおり掲げ、社会の信頼に応えられるよう自己変革しつつ、個性輝く大学を目指す。

#### （1）教育に関する目標

スポーツ・健康に関する理論と実践による質の高い教育と、充実した教養教育・専門教育を実施し、豊かな教養、確かな学力、優れた技能、果敢な行動力を備え、個性に溢れ、人間的魅力に満ちた高度な専門職業人を育成する。

体育学部においては、実践的・創造的な指導力と優れた応用能力を持つ活力ある指導者になり得る人材、高い人間力と社会の各分野で活躍できる能力を持つ職業人になり得る人材を育成し、体育学研究科においては、高度な専門的知識と豊かな学識を有し、国際的に活躍できる高度な専門指導者になり得る人材を育成する。

#### （2）研究に関する目標

スポーツ・身体運動による健康づくり及び競技力の向上に関する分野での実践的・先進的・創造的な研究を推進するとともに、人文・社会・自然科学の諸領域にまたがる体育学の特性を活かして、総合的・学際的・実践的領域での研究を推進する。

#### （3）社会貢献に関する目標

教育研究の成果を広く発信するとともに、開かれた大学として、生涯学習の機会の提供、教育研究資源の開放、



社会との多様な連携を推進し、スポーツ・身体運動による健康づくりとスポーツ文化の向上に貢献する。

〈I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標〉

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

①学士課程

- アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を推進する。
- 豊かな教養を備え、課題探求能力を有し、実践的指導力を身に付けた人材を育成するための教育を行う。
- 統一的で厳格な成績評価を実施し、教育目標の達成度・習熟度を正確に把握する。

②大学院課程

- アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を推進する。
- 学生への教育研究支援を充実し、高度な専門指導者等を養成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- 教育目標に沿った適切な教育実施体制及び教育環境等の整備・充実を図る。
- 教員の教育能力及び指導能力等の向上を図る。

(3) 学生への支援に関する目標

- 学生生活や課外活動の支援体制を充実する。
- 学生の就職活動への支援を推進する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 体育・スポーツ及び健康に関する独創的、先端的、総合的な学術研究を進め、学際領域における実践的な研究を推進する。
- 生涯スポーツの普及・振興、人々のアクティブライフスタイルの形成及び競技力の向上等に寄与するため、体育学に関する研究成果を社会へ還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- 研究活動の質の向上と活性化のための体制を整備・充実する。
- 教員の研究活動に対する適正な評価とその有効活用を図る。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- 地域への多様な学習機会の提供等により、生涯学習の普及や地域の活性化に貢献する。
- 産学官連携等の事業を積極的に展開し、地域産業の活性化に貢献する。

(2) 国際化に関する目標

- 国際交流・協力を推進し、大学の国際化を図る。

### iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/daigaku/no6\\_1\\_1\\_jiko\\_kanoyataiiku\\_d201503.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/daigaku/no6_1_1_jiko_kanoyataiiku_d201503.pdf)